平成２３年度公共事業事前評価調書（簡易型）

（土石流被害の防止による評価 ）

（区分） 国補・県単

事業名	治山事業 [復旧治山事業（国補）]	事業箇所	笛吹市　八代町　竹居	地区名	白崩（しろくずれ）	事業主体	山 梨 県

(1)事業概要

①課題・背景

本箇所は、笛吹市八代町竹居地内、富士川水系笛吹川左支流である浅川に右岸側より流入する支流である。

豪雨などにより山脚と渓岸の浸食が発生し、不安定土砂が渓流内に堆積しているため、土砂流出防止対策を早急に実施し、下流保全対象の保護を図る必要がある。

②整備目標・効果

□主要目標　〇土石流被害の防止

保全対象　人家15戸、県道1.6ｋｍ

緊急度・危険度　11≧ 10 点 ※

被害軽減額　410≧ 340 百万円 ※

（※：評価基準値）

□副次目標　―

□副次効果　〇被災時の被害波及の防止（県道の保全）

(2)整備内容と整備量

①整備内容　谷止工５基

②整備期間　平成２４年度～平成２５年度

③総事業費　１２６百万円 (国費６３百万円(5/10) 県費６３百万円(5/10))

④全体計画

平成２４年度　谷止工２基　５０百万円

平成２５年度　谷止工３基　７６百万円

⑤既整備内容・期間・事業費

平成１５年～１８年　谷止工６基　１９０百万円

(3)事業の妥当性評価

	妥当	妥当でない
①公共関与の妥当性（行政が行うべき事業か）	○	
・森林法第４１条第１項に規定された「保安施設事業」に該当		
②事業執行主体の妥当性（県が行うべきか）	○	
・森林法第４１条第３項の規定により都道府県知事が整備		
③経済妥当性	○	
費用便益費　便益(Ｂ)／費用(Ｃ)＝３．３５＞１.０		
・便益(Ｂ)＝　396百万円　・費用(Ｃ)＝　118百万円		
④事業実施・規模の妥当性	○	
・堆積土砂の流出防止		
土砂流出防止率　50%→70%		
⑤整備手法の有効性	○	
・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効		
⑥環境負荷への配慮	○	
・切土盛土面は緑化し、裸地を残さない		
・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を低減する		
⑦事業計画の熟度	○	
・地元笛吹市からの強い要望あり		

＜妥当性評価＞

・７項目全て妥当であることから、妥当と判断する

(4)事業間優先度評価

・貢献度ランク：ａ、副次効果ランク：１　∴優先度評価　ＳⅠ

総 合 評 価　○

・(3)及び(4)の結果から「最優先で実施」

【事業位置図等】

省　　略